

発行 福山市立箕島小学校PTA本部
2013年(平成25年)10月31日

「ぶらすワン」はPTA情報から
みなさまあひとつへの尊敬を
お届けします。

KAWASAKI'S COMMENT 川崎あいつつ

今年度PTA会長を務めさせていたおめでとうございます。川崎です。会員の皆さまにおかれましては、平素よりPTA活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

早いもので今年度も残り5ヶ月となりました。1年生は小学校生活にも慣れ、友達と遊んだり、勉強したり、楽しく学校生活を送っているのではないのでしょうか。また、6年生は残り少ない小学校生活を、悔いのないよう一杯楽しく過ごしてもらいたいです。

さて、通勤、通学で自転車に乗られる方によく見かけます。中学生はよくヘルメットを着用していますが、それ以外の方はあまりヘルメットを着用していないのが現状ではないでしょうか。万一、転倒するような事故に遭遇しても最小限のケガですむよう子どもたちにヘルメットの着用を習慣付けましょう。また、最近では、自転車事故で加害者になる事故がよくあるそうです。場合によっては、多額の賠償金を支払わなければならない可能性があります。子どもたちだけでなく、我々大人も交通ルールを守って安全運転を心がけましょう。

福山市PTA連合会 小学校部会長研修会で自転車事故に関するDVDの上映、福山北消防署 消防司令補 渡辺康人さんの講演があったので内容を報告させていただきます。

PTA会長 川崎佳典

福山市の自転車事故の特徴

- ・交差点での接触
- ・自動車・自転車・人など
- ・携帯電話を見ながらの接触
- ・飲酒で転倒
- ・夜道で無灯火転倒



自転車も 乗れば車の 仲間入り

自転車に乗るときの基本ルール

「自転車安全利用五則」を守りましょう。

自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

自転車事故の賠償事例

賠償事例

平成20年9月22日午後6時50分ごろ、神戸市北区の住宅街の坂道で起きた。当時11歳だった少年は帰宅途中、ライトを点灯しマウンテンバイクで坂を下っていたが、知人と散歩していた女性に気づかず、正面衝突。女性突き飛ばされる形で転倒し、頭を強打。女性は一命を取り留めたものの意識は戻らず、4年以上が過ぎた今も寝たきりの状態が続いている。

裁判で女性側は、自転車の少年は高速で坂を下るなど交通ルールに反した危険な運転行為で、母親は日常的に監督義務を負っていたと主張し、計約1億590万円の損害賠償を求めた。一方、母親側は少年が適切にハンドル操作し、母親もライトの点灯やヘルメットの着用を指導していたとして過失の相殺を主張していた。

しかし、判決で裁判官は、少年が時速20〜30キロで走行し、少年の前方不注意が事故の原因と認定。事故時はヘルメット未着用だったことなどを挙げ、「指導や注意が功を奏しておらず、監督義務を果たしていない」として、母親に計9500万円の賠償を命じた。

あいさつ運動

9月25日(水)に地域のボランティアの方や学校の先生方が行っている「あいさつ運動」にPTAとして一緒に参加させていただきました。当日参加していただいた保護者の皆さま、誠にありがとうございました。私も昨年から「あいさつ運動」へ参加させていただいていますが、以前に比べ子どもたちから元気に笑顔で挨拶ができるようになったと思います。教育懇談会の中で言われていたのですが、地域のボランティアの方は、平成22年10月から延べ2千名以上の方が「あいさつ運動」へ参加しているそうです。我々保護者も地域の方に感謝の意を表し、子どもたちの手本となるよう地域、学校、家庭で挨拶を習慣付けていきたいと思います。

